

豊中市自治会に対する防犯カメラ設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会で行われる自発的な防犯活動を支援するため、防犯カメラを設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助することにより、豊中市（以下「市」という。）の区域内における街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図り、もって犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 一定の区域における街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたもの（映像を表示する機能を有しないものに限る。）をいう。
- (2) 自治会 市に自治会としての届出があった団体で、その区域（2以上の自治会が共同して補助金の交付を申し込む場合にあっては、当該2以上の自治会の区域を併せた区域）が概ね住居表示の街区符号以上であるものをいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができるものは、防犯カメラを購入し、設置する自治会であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 豊中市自治会による防犯カメラ設置に関する基準（平成22年9月1日制定）に適合する自治会防犯カメラ管理運用規程を策定していること。
 - (2) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
 - (3) 道路上に設置する場合は、当該道路の占用許可及び使用許可を受けていること。
 - (4) 既存の防犯カメラを更新する場合、設置後5年を経過していること。
- 2 同一の自治会に対する補助金の交付は、1年度につき1回限りとする。この場合において、区域変更等を行った自治会と当該区域変更等前の自治会は、同一の自治会とみなす。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラの設置に必要な購入費その他の費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料
- (4) 既存防犯カメラ設備の撤去及び処分に要する費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1,000,000円を限度とする。

2 この要綱による補助金の交付は、毎年度予算の範囲内において行う。

(交付の申込み)

第6条 自治会の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて、豊中市防犯カメラ設置補助金申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置が自治会の総意であることを証する総会会議録の写し等
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域の住民等の同意書
- (3) 防犯カメラの設置について、自治会と防犯協議会の地域防犯協会支部との間で協議済であることを証する書類
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (5) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (6) 防犯カメラ管理責任者等届出書
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等（設置後5年経過していることが確認できる書類等）

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の申込みをした者（以下「申込者」という。）は、当該申込みを取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業内容の変更)

第9条 申込者は、交付の申込みの内容を変更しようとするときは、必要な書類を添えて、補助事業変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(設置完了の報告)

第10条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申込者（以下「補助金交付決定者」という。）は、防犯カメラの設置が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、防犯カメラ設置完了報告書（様式第5号）を当該防犯カメラの設置が完了した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの

- (4) 道路の占用許可書及び使用許可書の写し（道路上に防犯カメラを設置した場合に限る。）
- (5) 私有地の占用同意書（私有地に防犯カメラを設置した場合に限る。）
- (6) 占用する電柱等の占用許可書等、位置図及び電柱番号一覧表（電柱等に防犯カメラを設置した場合に限る。）
- (7) 自治会防犯カメラ管理運用規程
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その報告の内容が、補助金の交付の決定の内容（これに条件を付した場合には、その決定の内容及び条件）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 6 号）により申込者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助金交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(施行細目)

第 15 条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

(様式第1号)

令和 年 () 月 日

豊 中 市 長

住 所
団体名
役 職
氏 名
連絡先 Tel() -

豊中市防犯カメラ設置補助金申込書

標記の補助金について交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

1. 名 称 豊中市自治会に対する防犯カメラ設置費補助

2. 目 的 地域防犯対策

3. 補助対象となる防犯カメラの台数 _____ 台

4. 補助を受けようとする補助金の額 金 _____ 円
(千円未満切捨て)

5. 防犯カメラ設置工事の開始及び完了予定日

令和 年 () 月 日 ~ 令和 年 () 月 日

6. 添付書類

- (1) 防犯カメラの設置が自治会の総意であることを証する総会会議録の写し等
- (2) 撮影対象区域の住民等の同意書
- (3) 防犯協議会の地域防犯協会支部との間で協議済であることを証する書類
- (4) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (5) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (6) 防犯カメラ管理責任者等届出書
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(様式第2号)

豊危管 第 号
令和 年 (年) 月 日

補助金交付決定通知書

様

豊中市長

令和 年 (年) 月 日付けで申込のあった豊中市自治会に対する防犯カメラ設置補助事業は、豊中市自治会に対する防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助することが適当であると認められたので通知します。

- この補助の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費は、豊中市防犯カメラ設置補助金申込書(様式第1号)記載のとおりとする。
- 別に定める豊中市自治会による防犯カメラ設置に関する基準を遵守すること。
- 補助の交付条件
 - 次のいずれかに該当する場合、速やかに市長の承認を受けること。
 - 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
 - 補助事業の内容の変更をする場合
 - 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は、補助事業の遂行が困難になった場合は速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - 補助事業を中止又は廃止する場合は速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(様式第3号)

豊危管 第 号
令和 年 (年) 月 日

補助金不交付決定通知書

様

豊中市長

令和 年 (年) 月 日付けで申込のあった豊中市自治会に対する防犯カメラ設置補助事業は、豊中市自治会に対する防犯カメラ設置補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助することが適当でないと認められますので通知します。

(様式第4号)

令和 年 (年) 月 日

補助事業変更届

豊中市長

住 所
団体名
役 職
氏 名
連絡先 Tel() -

令和 年 (年) 月 日付けで申込を行った防犯カメラ設置補助事業について変更をしたいので別紙のとおり届出します。

(様式第5号)

令和 年 (年) 月 日

豊 中 市 長

住 所

団体名

役 職

氏 名

連絡先 Tel() -

防 犯 カ メ ラ 設 置 完 了 報 告 書

令和 年 (年) 月 日付け、豊危管第 号により補助金交付決定通知のあった防犯カメラについて、設置が完了したので次のとおり関係書類を添えて報告します。

1. 名 称 豊中市自治会に対する防犯カメラ設置補助事業

2. 目 的 地域防犯対策

3. 防犯カメラの設置台数 _____ 台

4. 添付書類

- (1) 防犯カメラの購入等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置個所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 道路の占用許可書及び使用許可書の写し (道路に設置した場合)
- (5) 私有地の占用同意書 (私有地に設置した場合)
- (6) 占用する電柱等の占用許可書等、位置図及び電柱番号一覧表 (電柱等に設置した場合)
- (7) 自治会防犯カメラ管理運用規程
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

(様式第6号)

豊危管 第 号
令和 年 (年) 月 日

様

豊中市長

補助金額確定通知書

令和 年 (年) 月 日付け、豊危管第 号で交付の決定をした防犯
カメラ補助金の額は、金 円に確定しましたので通知します。

(様式第7号)

令和 年 () 月 日

豊 中 市 長

住 所
団体名
役 職
氏 名
連絡先 TEL() -

補 助 金 交 付 請 求 書

豊中市防犯カメラ設置補助金の交付を請求します。

1. 交付請求額 金 _____ 円

2. 振込先

銀行名	
支店名	
種 目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
名 義 人	
住 所	